

！重要・必ずお読みください！

～裁判所に提出する書類について～

(R5.3)

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください！

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続きもされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

- 1 裁判所に提出する書類は、原則として、全て相手に開示される可能性があります！**
- 2 非開示希望情報やマイナンバーは、裁判所に提出する書類には記載しないでください。**

- ★ 相手に知られたくない情報（住所、電話番号、勤務先など）
- ★ 相手に知られたくない情報を推知させる情報（※）
- ※ 子供の通う学校名、住所近隣の病院名等から住所が知られる可能性があります。

- 3 非開示希望情報やマイナンバーが記載された書類（※）を裁判所に提出する場合は、その情報が記載された部分をマスキング（見えないよう黒塗りにする、マスキングテープを貼付した上でコピーをとるなど）して提出してください。**

※給与明細、源泉徴収票、税務申告書、年金分割のための情報通知書、住民票、戸籍の附票、診断書、学校の通知表・連絡帳など

- 4 非開示希望情報やマイナンバーが記載されていないか、書類を提出する都度、必ず確認して提出してください。**

やむを得ず相手に知られたくない情報やそれを推知させる情報が記載された書面を提出せざるをえない場合は、非開示希望の申出書を提出してもらう必要がありますので、事前に裁判所までご相談ください。

- 5 非開示希望の申出書の提出なしに、非開示希望情報が記載された書面を提出した場合は、原則として全て相手に開示される可能性がありますのでご注意ください。**

また、非開示希望の申出書を提出されても、必ず非開示となるとは限りません。

岡山家庭裁判所調停係

裏面もお読み下さい

その書類、大丈夫ですか？

裁判所に提出する前に、まず確認！！

書類に相手に知られたくない情報やマイナンバーがありますか？（マイナンバーは裁判所には不要です！）

ある

ない

その情報が記載された部分をマスキング
（黒塗り or マスキングテープを貼ってコピー）しましたか？

マスキング
できない

マスキング
した

裁判所に提出してOK！

その書類は、どうしても提出が必要ですか？

はい

いいえ

提出不要です。

非開示希望の申出が必要です。

裁判所までご相談ください（※）。

※ ただし、必ず非開示と
なるとは限りません。